

国立大学法人山形大学経営協議会規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第20条第1項の規定に基づき、国立大学法人山形大学(以下「この法人」という。)に置く経営協議会について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見(この法人が国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)に関する事項のうち、この法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、この法人の経営に関するもの
- (3) 山形大学学則(この法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他この法人の経営に関する重要事項

(組織)

第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 医学部附属病院長
- (4) この法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 7人

(委員の任期)

第4条 前条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第4号に掲げる委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

(会議)

第6条 経営協議会は、議長が招集する。

2 経営協議会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 経営協議会の議事は、会議に出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

4 経営協議会は、毎年3回定例として開催する。ただし、議長が必要と認めると

きは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、議長は、委員総数の2分の1以上の委員から会議開催の要求があったときは、経営協議会を開催しなければならない。

(資料の提出等の協力)

第7条 経営協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(監事の出席)

第8条 監事は、経営協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第9条 議長は、経営協議会の議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第10条 経営協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、議長が経営協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。